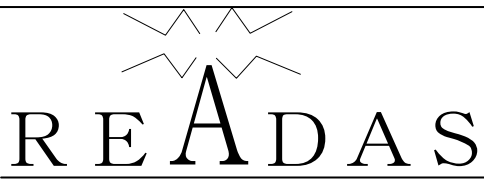


第 5527 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 8月 9日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 課税される学資金

**Q**：学資金は基本的に非課税のようですが、非課税にならない学資金もあるとか。どのようなものが該当するのですか？

**A**：次のようなものが該当します。

### 【解説】

所得税では、学資金のうち、次に該当するものは非課税にならないとしています。

- ①法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付するもの
- ②法人である使用者からその法人の使用人（その法人の役員を含む）と特別の関係がある者の学資に充てるため給付するもの
- ③個人である使用者からその個人の営む事業に従事するその個人の親族（その個人と生計を一にする者を除く）の学資に充てるため給付するもの
- ④個人である使用者からその個人の使用人（その個人の営む事業に従事するその個人の親族を含む）と特別の関係がある者（その個人と生計を一にするその個人の親族に該当する者を除く）の学資に充てるために給付するもの

そして、これらの学資金は、役員もしくは使用人としての地位又は使用人である個人の営む事業に従事するその個人の親族であることに基づいて給付されるものであることから、その役員、使用人又は親族に対する給与等となるとしています。

